

いま、国分寺市政で何がおきているのか

国分寺市の「財政危機」論を考える

1、あれもカット これもカット

主な事業	カット内容	カット額	率%	備考
補助金	福祉は5%以上 他は10%以上削減	45,400万円	52	民設保育園補助影響含む 老人クラブ9%減
高齢者地域生きがい	送迎の廃止と見直し	1,580万円	58	介護予防デイサービス
生きがいセンター	入浴事業の廃止	249万円	16	西町4月、戸倉・恋窪10月
幼児養育費補助	月額3,200円を廃止	172万円	100	在宅の4,5歳児
がん検診	30歳以上を40歳以上に	620万円	9	国にあわせた?
大気汚染調査	年二回を一回に	544万円	47	自動車排ガスなど
花街道	ボランティア化	217万円	100	予算全額カット
準夜診療委託	受診時間短縮	250万円	2	医科2時間歯科1時間短縮
公園遊具	新設なし	1,480万円	78	予算は撤去費のみ
学校配当予算	減額	700万円	3	教材費など
就学援助	支給基準引下げ	446万円	8	生保基準の1.5倍を1.2倍に
公民館	主に自主事業を削減	1,800万円	50	50%カット
図書費	図書館図書費等の減	838万円	4	充実が求められてるのに
防災資機材購入	備品購入費減額	135万円	77	増額が必要では?
合計		59,294万円	7	87億円を81億円で7%減

(国分寺市「平成24年度予算編成において見直しを行った事業」から作成)

2、北口再開発は

年度	22以前	23	24	25	26	27	28	29	30	計	23~30
地方債(借金)	3,094	640	1,663	3,082	573	342	840	473	29	10,736	7,642
一般財源	5,901	327	450	505	237	516	533	481	7	8,957	3,056
計	8,995	967	2,113	3,587	810	858	1,373	954	36	19,693	10,698
立替分(一財)	1,271	162	7	4	2	10	3	-1,459	0	0	0
同(借金)	0	0	4,290	830	1,869	5,800	6,150	-18,939	0	0	0
計	1,271	162	4,297	834	1,871	5,810	6,153	-20,398	0	0	0

3、「大胆に15億円削減」の予算編成方針は

政策部 財政課

大胆な経常経費の削減について

■ 大胆な経常経費の削減の必要性

◎「平成24年度収支均衡型予算編成」及び「平成26年度経常収支比率80%台を目指す」ことを、平成24年度予算編成方針の予算編成に当たっての基本的な考え方としている。

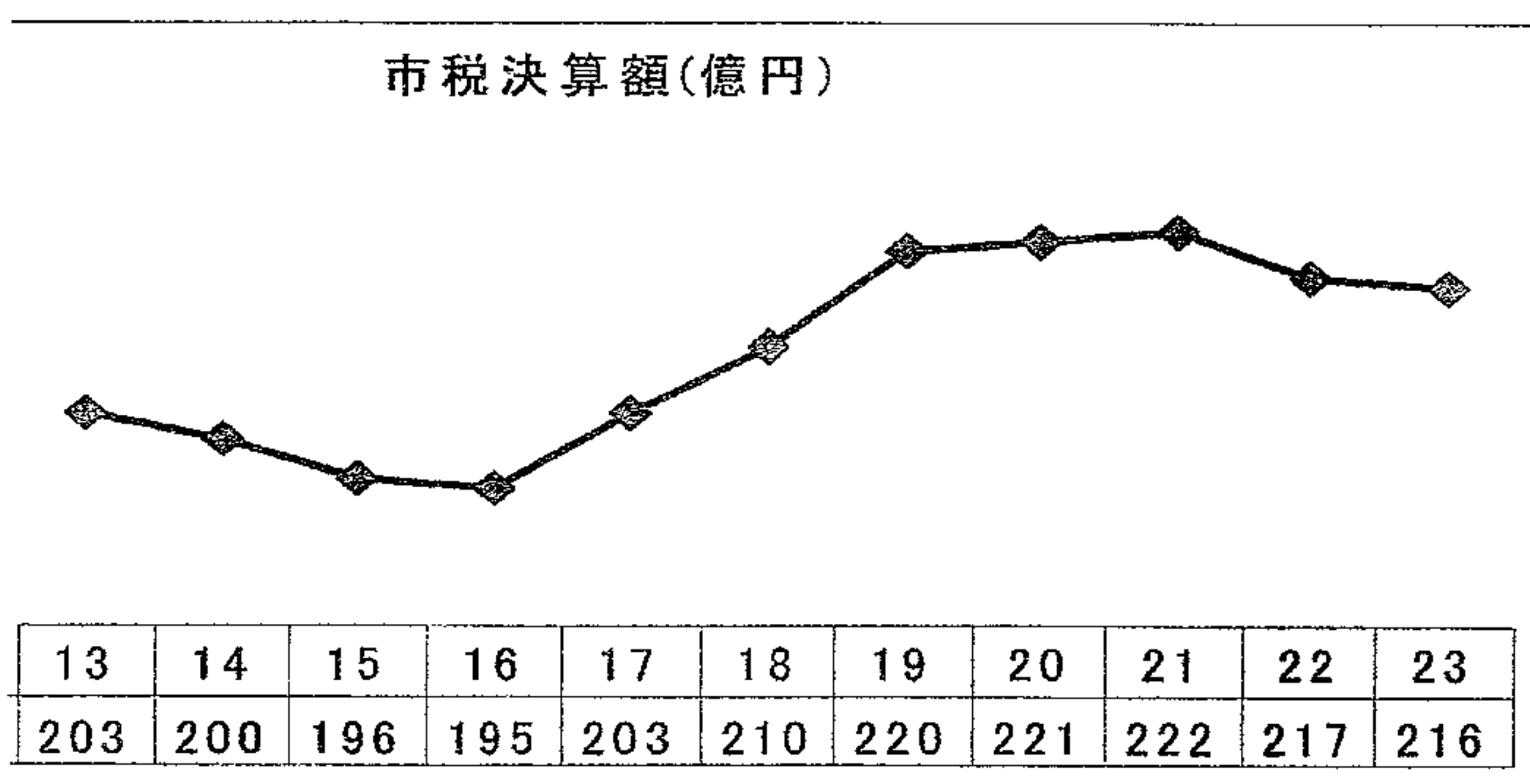
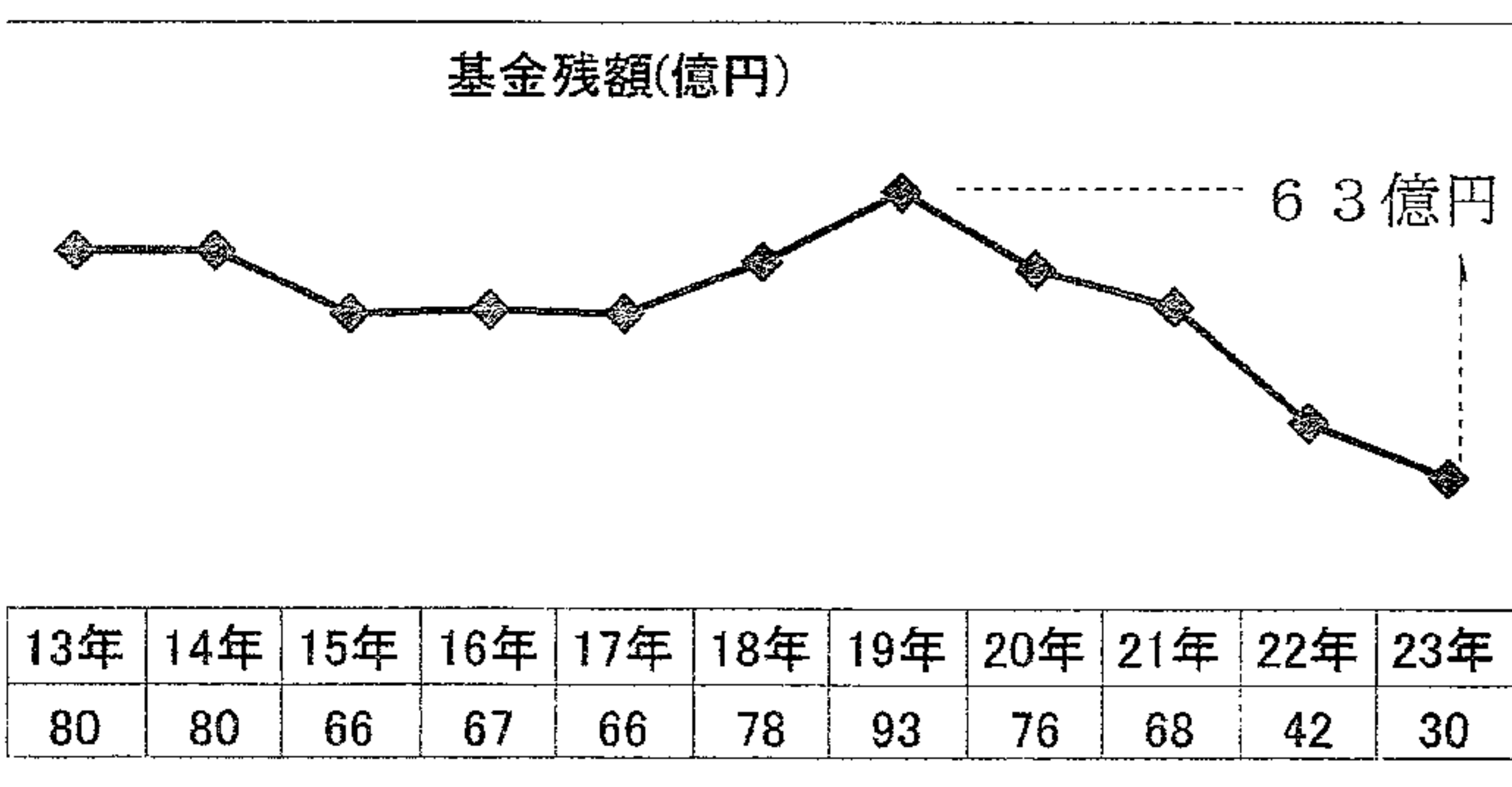
◎収支均衡型予算とは、当該年度の歳出は当該年度の歳入をもって賄うことを意味し、①財政調整基金の取り崩しに依存しない。②赤字地方債(臨時財政対策債)の財源に依存しない。ことにより、予算を編成するものである。

これは、①と②の考えを基本とする歳入をもって、経常的経費と政策的経費を賄うとするものである。

◎平成24年度予算を収支均衡型とするためには、一般財源ベースで15億1千万円の削減が必要であると試算している。

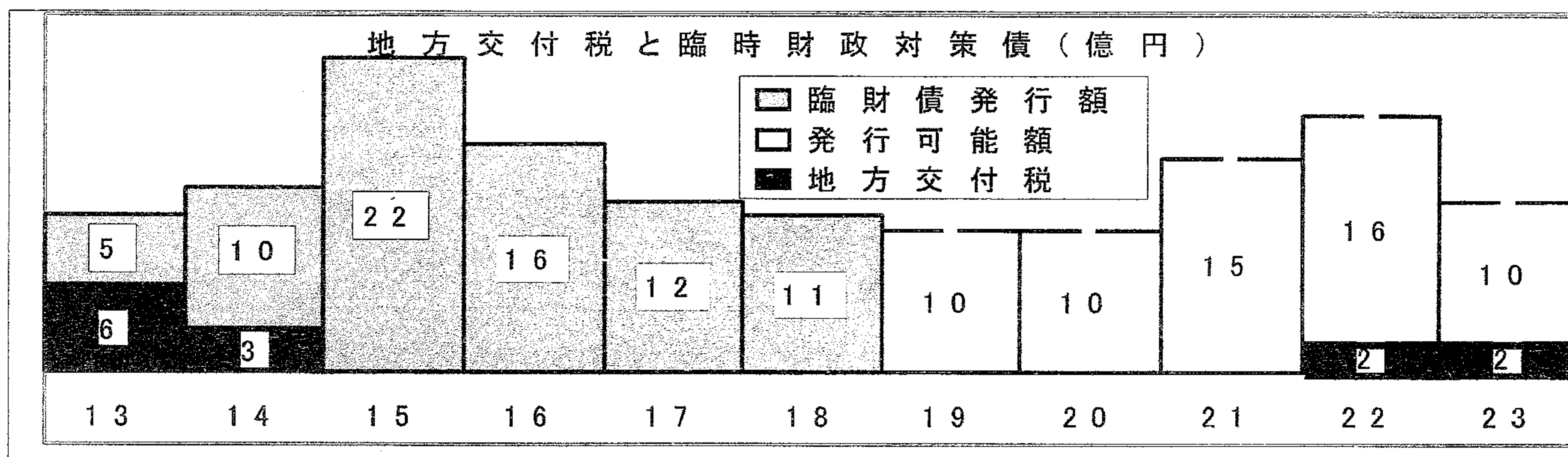
4、「基金に依存しない」→できない

5、市税はほぼ横ばいなのに何で



6、臨時財政対策債5年間未発行 その額61億円

旧4小跡地の売却収入(32億円)があった19年度以降未発行の方針を続けている。



7、「赤字地方債(臨時財政対策債)に依存しない」は

「全国水準の市民サービスを行わない」宣言

臨時財政対策債と地方交付税

① 地方交付税は、本来地方の税収入とすべきものですが、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収(所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%)し再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(総務省)。

② 臨時財政対策債は、税収が減り地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部をとりあえず地方自治体に借金させて窮状をしのぐというもので平成13年に「3年間の臨時」として設けられた。しかし、4回更新され12年目になる。

③ 国が「発行可能額」を示し、借りる借りないは地方自治体の判断によるが、発行可能額に相当する返済額の100%が地方交付税(基準財政需要額に算入)措置される。

【例えば】1か月の家計に例えると、会社(国)からの今月分の給料(地方交付税)の一部が不払いとなったために、借金(臨時財政対策債の発行)をしてしのぎ、その借金の返済に充てるお金を、翌月以降の給料に上乗せしてもらう(後年度の交付税措置)という形。

④ 本来は、地方交付税の原資が足りないのであれば、国税5税の法定率を上げるべきで、赤字地方債を制度化することが適切でないことは明白。

⑤ ただし、地方自治体にとっては、本来地方交付税であるべき財源なので「実質的な地方交付税」として活用しないと市財政に穴があく。市のこれに「依存しない」方針は、「全国水準の市民サービスを行わない」宣言に等しいことになる。

8、地方の一般財源 地方税6：地方交付税＋臨時財政対策債4

平成24年度地方財政計画のポイント

総務省
平成24年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

1. 通常収支分

(1) 地方交付税

地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、前年度に比して増額確保

地方交付税 17.5兆円(前年度 17.4兆円)

- ・ 法定率分等 10.7兆円
- ・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補填) 5.3兆円
- ・ 別枠加算 1.1兆円
- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 0.35兆円

※公庫債権金利変動準備金の活用は、平成24年度から平成26年度まで、総額1兆円を目途

(2) 一般財源総額

中期財政フレーム(平成24年度～26年度)に基づき、平成23年度と同水準を確保

一般財源総額 59.6兆円(前年度 59.5兆円)

一般財源総額(水準超経費除き) 59.0兆円(同 58.8兆円)

- ・ 地方税 33.7兆円(同 33.4兆円)
- ・ 地方譲与税・地方特例交付金 2.4兆円(同 2.6兆円)
- ・ 地方交付税 17.5兆円(同 17.4兆円)
- ・ 臨時財政対策債 6.1兆円(同 6.2兆円)

(3) 地方長期債務残高の抑制

- 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を縮減(前年度比▲0.03兆円)
- 交付税特別会計借入金を償還(②) 0.1兆円

2. 東日本大震災分

東日本大震災の復旧・復興事業、緊急防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保

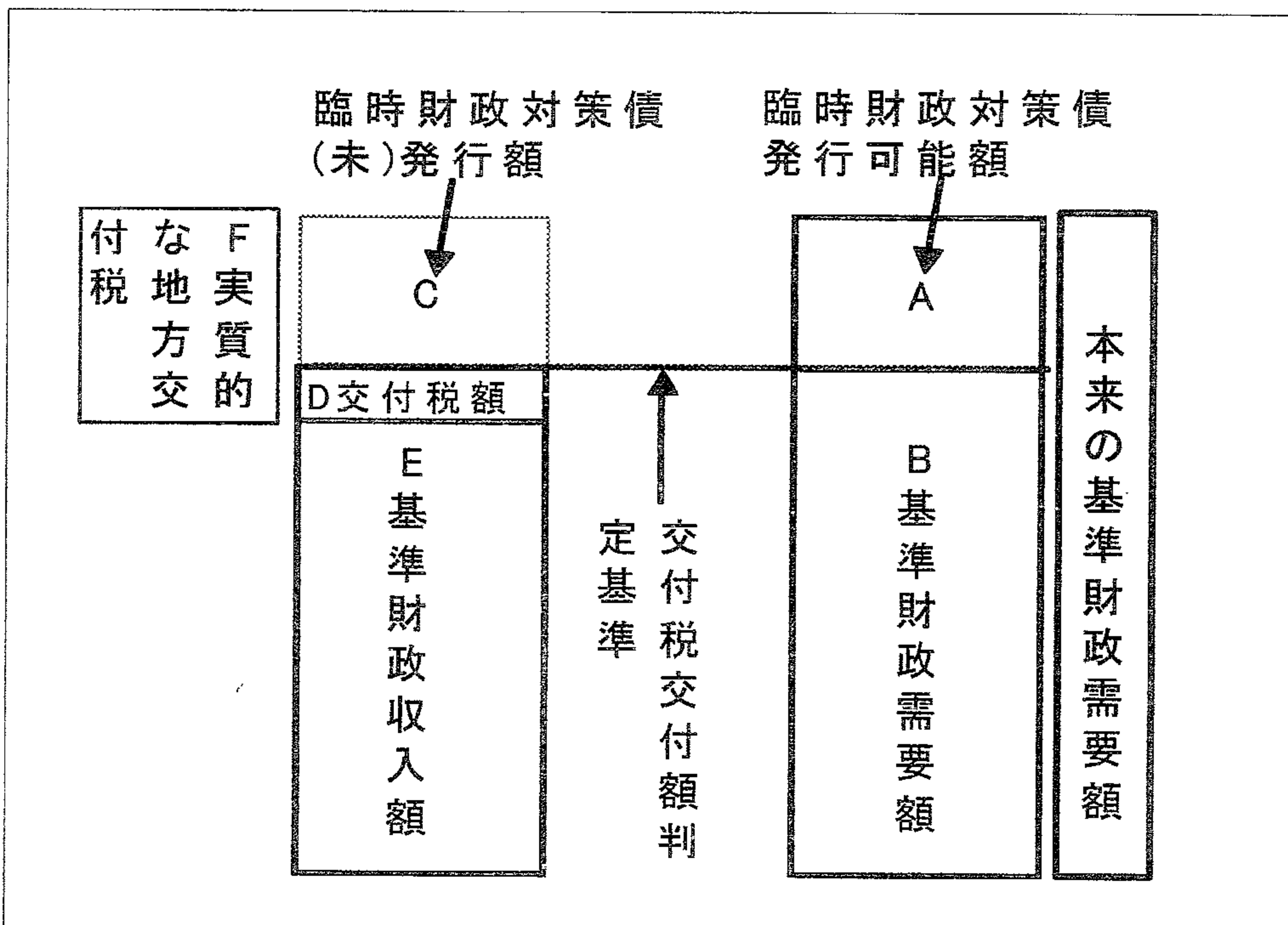
(1) 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため
0.7兆円確保

(2) 緊急防災・減災事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業を
0.6兆円計上

9、普通地方交付税交付額決定の仕組み



- ①臨時財政対策債発行可能額(A)は、普通地方交付税（以下「交付税」という）算定の際に本来の基準財政需要額から控除される。そのため実態より基準財政需要額(B)が小さくなる。
- ②(B)の額を交付税額判定基準としているため交付額が小さくなる。
- ③交付税額(D)＝基準財政需要額(B)－基準財政収入額(E)
- ④地方交付税(D)と臨時財政対策債(C)を合算した額が実質的な交付税(F)である。
- ⑤臨時財政対策債を発行(借金)しなければ(C)の分だけ財源が不足する。

10、問われる「自治体の本旨」

[地方自治法]

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

[地方交付税法]

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

[結論]

市民の暮らしに必要な財源は、法と制度を最大限活用して確保すべきである。